

◆令和2年5月11日開催庁議◆

1. 市長挨拶

- 新型コロナウイルスの影響が長引いており、通常の業務にも少なからず影響が出ているが、今年度予定している業務においては淡々と進めていかなければならないので工夫をして対応願いたい。
- 業務管理工程のヒアリングで確認を行うが、本年度の業務は予定どおりしっかりと遂行できるよう願います。こういう時であり、つい業務を止めたり遅らせたりしがちになるが、だからこそ浮つかないで、どっしりと構えて業務を遂行願いたい。
- 定額給付金が給付されることとなるが、出来れば地域の商店等で利用したり、商工会議所で行っているクラウドファンディングへの申込みを行うなど、地元経済のために使ってもらいたい。福利厚生会などでも是非考えてもらうようお願いしたい。
- 新型コロナウイルスの対策が始まり3か月程度となるが、市役所のみならず社会全体がどのように対処していくかが問われた。地域や学校教育などでも大きな影響を受けたが、その後の社会変化について、業務の中でどう対処していかなければならないのかについてそれぞれ考える機会をもつこと。今までの防災に加え、感染症への備えも必要になってくるのではないかと。また、健康、保健、医療、食品ということに対し、基礎自治体として改めて考える必要がある。
- 働き方改革が急速に進んだ。市役所においても今後に向けてどのように生かしていくか考えていかなければならない。首都圏の企業の6割から7割が在宅勤務を始め、会社に行かなくても仕事ができることを多くの企業で考えるようになり、また経営者も在宅勤務やテレワーク、リモートワークというものが実感として捉えることが出来た。そのような社会となったとき、受け皿としての恵庭市という部分もしっかり考えていく必要がある。例えば、企業と連携して一定期間仕事を行う場所を提供するなどを考えていくことは、今後大きく働き方の変化に関わってくるのではないかと。この新型コロナウイルスの発生状況を見ると極めて都市部が弱く、その危険性を回避するため都市と地方との間で変化が出てくるのではないかとという専門家もおり、そうした都市部の生活を支える場所としての受け皿となることなど、コロナ収束後の社会を、新たな視点で考えてもらいたい。
- 教育環境についても、一部の私立学校ではインターネットを利用した取り組みなどを行っており、そうした部分についても考えてみる必要がある。

2. 議事

(1) 次長制度の運用について【総務部】～要点抜粋

◎資料に基づき、総務部長説明

- 市長部局、公営企業、教育委員会、消防における次長制度の運用について纏めており、次長制度の目的、分担事業をはじめ主な特命事項について、5月1日付けで、職員宛に

周知している。

- 本年度の組織マネジメントの方向性の一つとして、部長・次長・課長が連携した取り組みの推進を掲げていることから、各所管事業の次長においては特定課題の取り組みの徹底を願う。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る予防・対策マニュアルについて【総務部】

～要点抜粋

◎資料に基づき、総務部長説明

- 新型コロナウイルスの感染防止には、各職員のセルフケアが重要。
- カウンターなどの消毒の実施や3密行動を避けるなど職場での取り組みも大切になる。各職場においては、既に実践済とは思いますが、更なる感染予防の徹底を図ること。

3. その他

【経済部長】

◎クラウドファンディングについて

- ・既に事業の紹介は行っているが、現在266万円で73店舗となっている。企業の募集も延長しており、申込も5月24日の0時まで延長する。是非職員も参加願いたい。

【企画振興部長】

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請について

- ・庁内取り纏めを行い、40件の実施計画の報告あり。本日、財政査定後、理事者で確認を行う。

【総務部長】

◎第2回臨時議会について

- ・5月13日 正副議長へ議案説明
- ・5月14日 会派説明（総務部対応）

◎第2回定例議会

- ・5月15日に行政報告予定案件報告締切となっており、中止となっている事業も多いが、第1回定例議会以降に行った事業について報告のこと。
- ・議案提出締切 5月15日まで

◆令和2年5月25日開催庁議◆

1. 市長挨拶

- 新型コロナウイルスの関係で、十分な行事や事業が進まない状況もあるが日常業務はもちろんであるが、将来的に行わなければいけない研究や調査についてはできる範囲で進めてもらいたい。

- 現在の状況について、北海道の中でも石狩振興局管内では、数字的に見ても全く予断を許さない状況であると考えており、感染経路も分からない状況もあるため大変憂慮すべき事態と思っている。北海道の方針には従いながら対策を行っていくが、独自に厳しい状況を踏まえた対応もしていかなければならない。
- 公共施設の開館等についても、感染対策をしっかりと対応しなければならない。また、学校関係についても、感染対策を十分に取ることが来週以降は必要になると考える。しっかりと対策を講じてもらいたい。

2. 議事

(1) (仮称) 恵庭市個別施設計画 (事業用資産編) 策定に伴う調査について【総務部】

～要点抜粋

◎資料に基づき、総務部長説明

- 公共施設等総合管理計画第一次プログラムの後期5か年の作成に合わせ、恵庭市個別施設計画事業資産編を策定することとした。
- 目的については、施設の利用実態を把握することで施設の維持、統合、廃止等についての判断指標とすることを考えている。
- 施設の状態、利用状況、維持管理に係る経費などを総合的に勘案し、対策の優先順位の考え方、対策の内容、実施時期を定める予定であり、個別施設の施設利用実態調査を行うこととしており、併せて補助金及び交付金利用実態を把握し、長寿命化をはじめ、集約化や統廃合の基礎資料とする。

【報告期限】 6月10日

(2) 令和元年度 一般会計決算 (見込み) について【総務部】～要点抜粋

◎資料に基づき、総務部長説明

- 令和元年度の出納整理期間が終了しておらず、金額は若干変動するが、令和元年度の一般会計決算見込みの概要を下記のとおり報告する。
 - ・歳入総額 302億4,700万円 (前年度比26億4,200万円増)
 - ・歳出総額 295億3,600万円 (前年度比27億6,800万円増)
 - ・歳入歳出差引額 7億1,100万円(形式収支)
 - ・繰越明許一般財源 1,300万円
 - ・実質収支額 6億9,900万円 (前年度比9,500万円減)
 - ・繰越金 5億3,200万円
 - ・財政調整基金積立金 1億6,600万円
- 実質収支の主な要因は、市税収入が1億2,500万円増、地方交付税収入が4,700万円増、1月から3月までのふるさと納税寄附が7,800万円の増、歳出では扶助費が3億2,500万円の減、職員給与費が4,400万円の減、特別会計繰出金が9,

800万円減となっている。

○決算調整については、交付税措置のない起債発行の取り止めが1億1,400万円としており、また、収支不足のため予算化していた財政調整基金の繰入を支消取り止めなしで、1億3,700万円としている。

○繰越金の内訳は下記のとおりである。

- ・当初予算・補正予算関係等繰越金 3億3,300万円、
- ・基金積立分※ 1億9,900万円

※花のまちづくりや花の拠点運営等に係る経費のまちづくり推進基金積立、子育て支援センター運営経費に係る一般財源分の子育て基金への積立のほか、ふるさと納税の基金積立を合わせて

○地方財政法に基づく決算剰余金の基金積立額について、同法第7条第1項の規定により純剰余金の2分の1を下らない額については、基金へ積立てるか、繰上償還の財源とすることとされており、令和元年度決算における純繰越金の2分の1を下らない額は3億4,900万円となった。

これに対して、財政調整基金の編入が1億6,600万円、繰越金を財源とした基金積立が1億9,900万円の合計3億6,600万円となり、決算剰余金の基金積立額は規定による取扱いとなっている。

(副市長) 収支については、前年度と比較して悪化する傾向にあるため、特に令和2年度予算は大きなシーリングも行ったことから、適切な予算執行に努めること。

3. その他

【市長】

◎新型コロナウイルスの影響に伴う各種イベントについて

- ・7月11日、12日に予定していた「恵庭市制施行50周年記念フォーラム」を1年間の延期としたが、その他のイベントについても、状況を考えながら改めて設定を行うなどを考えていただきたい。ただ中止するのではなく、できる限り縮小や感染防止対策を行いながら実施しなければ、通常の市民生活に戻すことにはならないので十分考慮いただきたい。

【総務部長】

◎クールビズ期間中の室温管理について

- ・6月1日から9月30日までをクールビズ期間としており、それに伴い公共施設の冷房使用時の室温設定については28℃と定め、執務スペースでの冷房の使用は極力控えること。なお、対象施設は冷房が設置されている公共施設とするが、保育園等の一部施設は除外とする。

【建設部長】

◎恵庭岳公園線ウエルカムフラワーロードの植栽について

- ・新型コロナウイルスの関係から、例年町内会や花関連団体などと植栽を行っていたが、本年は中止することとするが、委託等により植栽自体については実施する。

【子ども未来部長】

◎すずらん保育園の移転について

- ・民営化に係る新園舎の新築工事に伴う前段として、漁町の障がい者地域共同作業所として使用していた建物の解体・撤去工事が本日から始まり、7月中旬頃までの工期で行うこととしており、漁町と桜町の各町内会長に事前説明を行い、回覧で周知を行うこととしている。
- ・今後について、解体工事終了後、現園舎の保育を継続しながら来年4月の開業に向け新園舎の建設工事を進める予定としている。